

建材・住宅設備産業における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和4年3月

(一社) 日本建材・住宅設備産業協会

2. 令和3年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：令和3年10月8日～10月22日
- ・ 調査企業：建産協正会員 48社
日本サッシ協会正会員 85社 合計 127社
(両協会加盟会員6社)
※本年度は日本サッシ協会と共同で実施
- ・ アンケート回収： 36社※ (前年度26社) 回収率 28%
建産協 20社 回収率 42% (前年度52%)
サッシ協会 18社 回収率 21%
※回収会社の内2社が両協会加盟

2. 令和3年度フォローアップ調査結果（概要）

概観（改善できた点、改善の余地がある点等特筆すべき内容を記載）

- ✓「合理的な価格決定」について、概ね反映できた割合は発注側で6～7割、受注側で3割と乖離がある。
- ✓「手形支払い」の状況は、手形サイトが60日超の割合は9割と改善の取組が必要。
- ✓「約束手形の利用の廃止」について、5年以内に廃止予定は発注側で3割、受注側で2割であり、検討の促進が必要。
- ✓「型管理」は、全体的に改善傾向にあるが途上である。
- ✓「知的財産に関する適正な取引」について、知的財産に関する適正取引実現に向けた活動をしているのは6割であった。
- ✓「働き方改革」の結果、（受注側企業で）特に影響が出ていないとしたのは、発注側で8割、受注側で4割と乖離がある。

3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

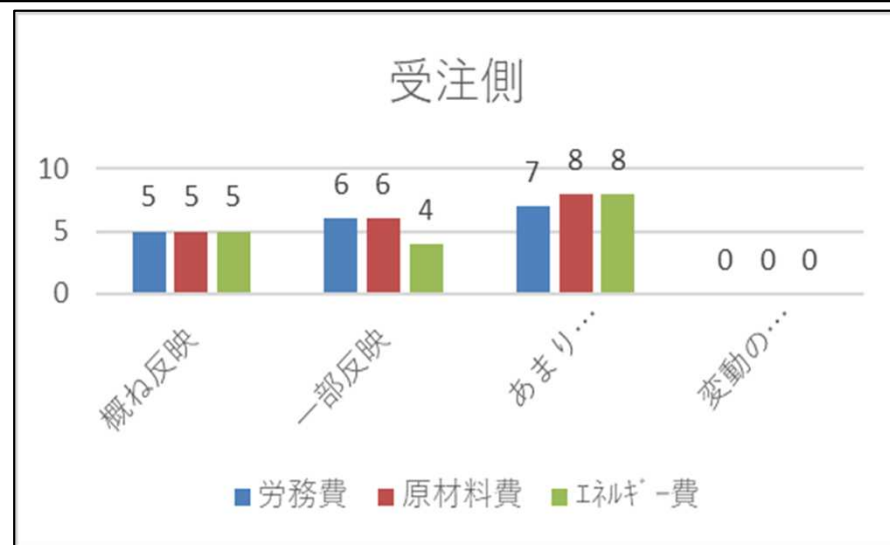
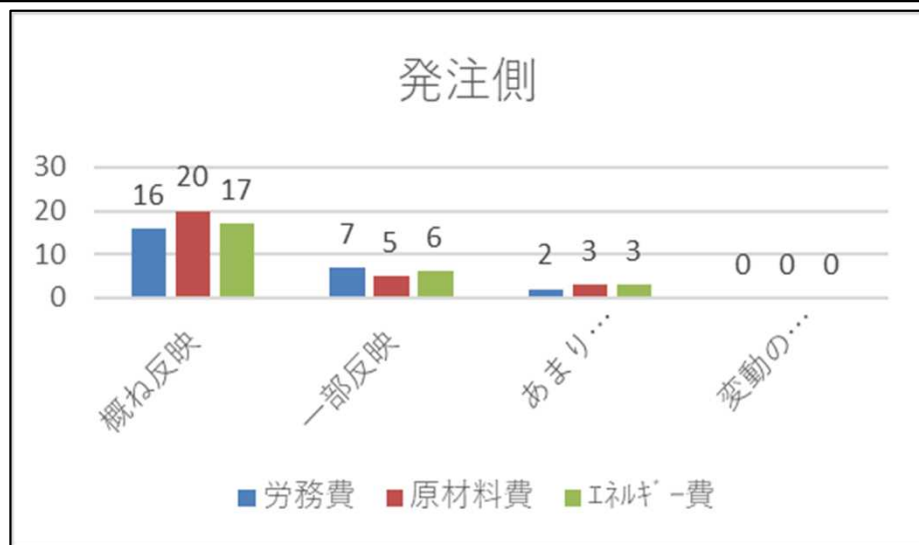
重点課題に対する取組①合理的な価格決定

【分析結果・今後の課題】

- ・ 価格決定で、概ね反映できたと回答した割合は、発注側で 6 ～ 7 割、受注側で 3 割と乖離があった。
- ・ 受注側で、あまり反映できなかったとしたのが約 4 割あり、その理由として、協議をしたが十分な結果が得られなかったが最も多かった。その内容は、労務費・原材料価格・エネルギー価格の順に多い（9/11・7/10・4/10）。他方、発注側では、約 5 割が要請されなかったと回答している。

【設問と回答】

設問17. 2021年度（上期）に適用する単価の決定・改定にあたり、反映できたと考える項目をお答えください



3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組①合理的な価格決定

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 説明会や定例会議等様々な機会を活用し、自主行動計画の普及啓発活動を強化する。また、政府からの価格転嫁円滑化の要請や施策パッケージについて会員企業の経営層にも届くよう情報提供を行う。
- ・ フォローアップ調査結果を会員企業にフィードバックするとともに、課題を明確に提示して改善を促す。

3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

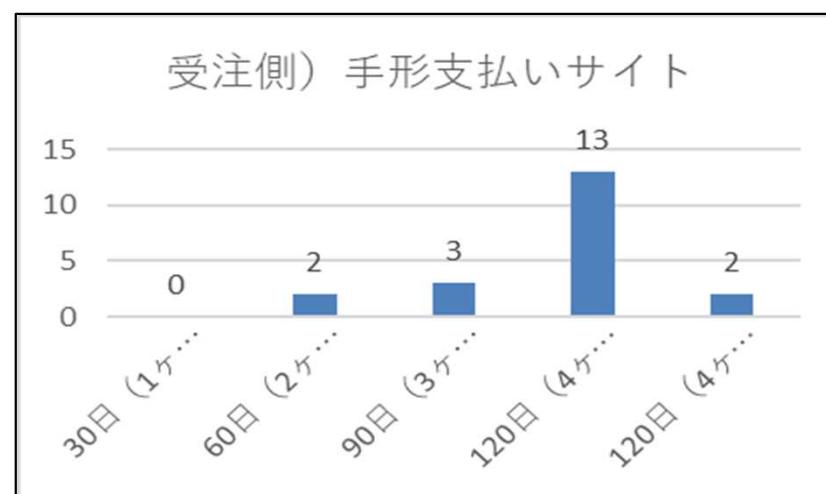
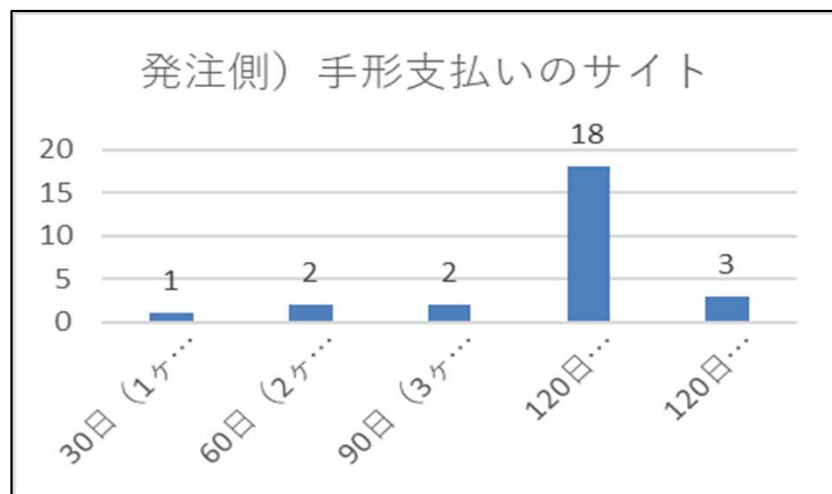
重点課題に対する取組②支払条件の改善

【分析結果・今後の課題】

- ・ 下請代金の全て現金払いは、発注側で25%、受注側では無かった。また、手形等支払いの割合は加重平均で、発注側で30%、受注側で50%であった。
- ・ 手形サイトが60日超の割合は9割と改善の取組が必要。手形サイトを60日以内に変更予定は、発注側で5割、受注側で2割である。
- ・ 5年後の約束手形の利用の廃止を予定しているのは、発注側で3割、受注側で2割であり検討の促進が必要。

【設問と回答】

設問27. 下請代金を手形等で支払っている場合、手形等のサイトはどれくらいですか。



3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組②支払条件の改善

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ サイトの短縮化は依然道半ばであり、会員企業に課題として明確に提示して普及啓発を図る。
- ・ サイトの短縮に当たっては受注先業界の取組も重要であり、協力が得られるよう対処する。
- ・ 5年後の約束手形の利用の廃止に向けては、代替手段となる現金払化や電子的決済手段への移行がスムーズに行えるよう、全国銀行協会の自主行動計画の情報等を提供することなどにより、意識の向上、検討の促進を図る。

3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組③型取引

【分析結果・今後の課題】

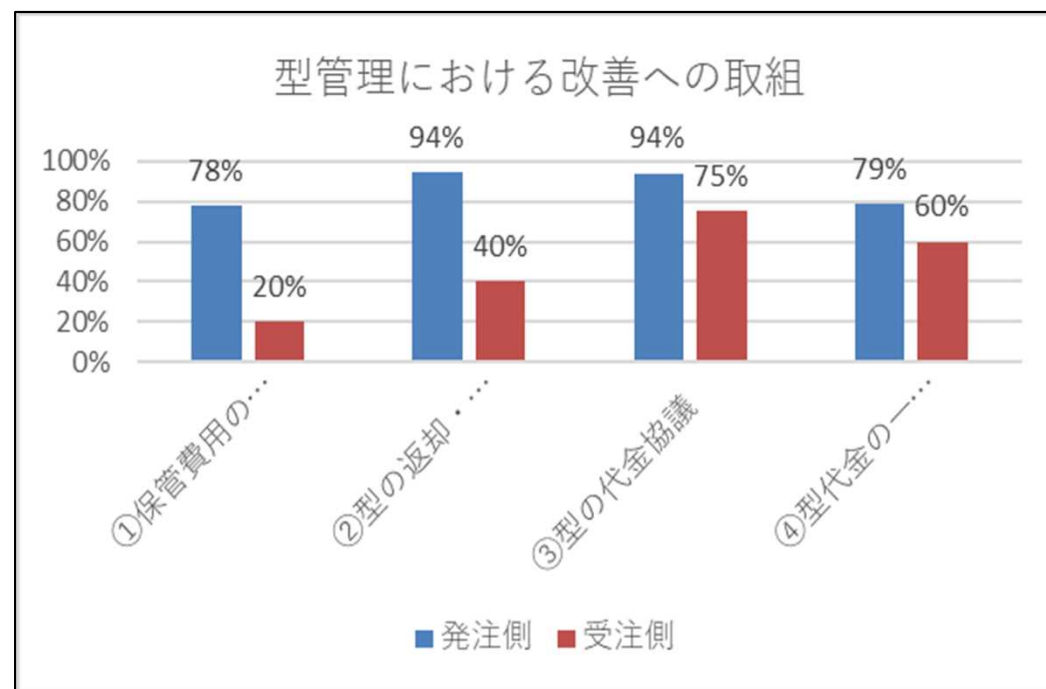
- ・ 型管理の課題について、1年前と比べ改善されたとしたのは発注側で4割、受注側ではやや改善が4割（改善されたは無し）であり、改善傾向にあるが途上であるとともに、乖離がある。
- ・ 取組項目では、保管費用負担、型の返却廃棄の乖離が大きい。

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 全体的に改善の傾向がみられるため、継続的な普及活動を実施する。

【設問と回答】

設問22 型管理における適正化や改善への取組は実施できましたか。
（各項目SA）＜広義＞



3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組④知財、⑤働き方改革

【分析結果・今後の課題】

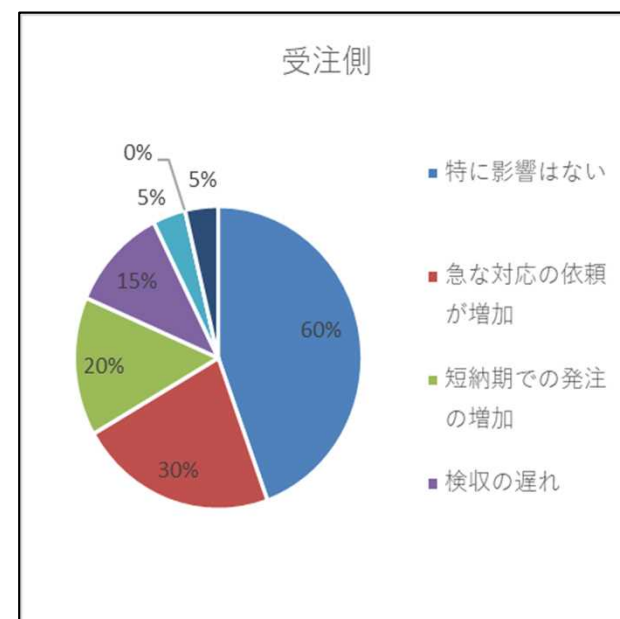
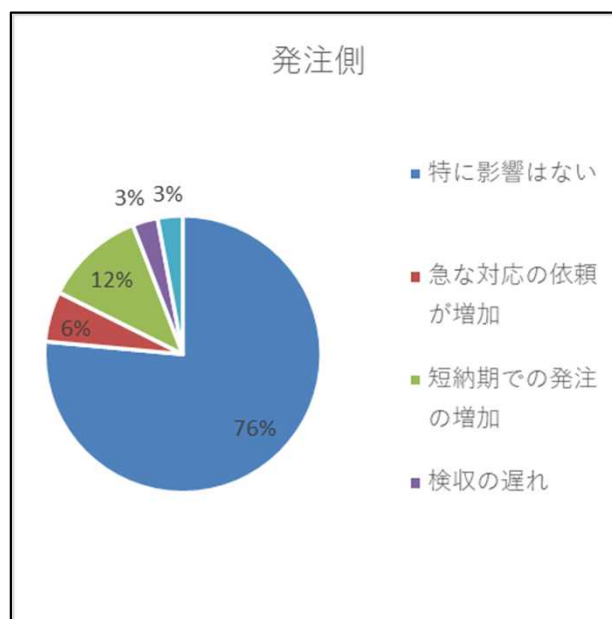
- ・ 知的財産の適正取引実現の取組をしているのは6割。
- ・ 働き方改革の結果、「（受注側企業で）特に影響が出ていない」とするのは、発注側で8割、受注側で6割であった。適正なコスト負担について乖離が見られた。

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 知的財産、働き方改革に関しては、説明会等での更なる普及活動を実施する。

【設問と回答】

設問37 貴社が、「発注側の立場」では、自社で働き方改革を行った結果、受注側企業に対しどのような影響がありますか。／貴社が「受注側の立場」では、発注側企業の働き方改革の結果もしくはその結果と思われるものとして、どのような影響を受けていますか。
(MA)＜狭義＞



4. パートナーシップ構築宣言への取組状況等

一社) 日本建材・住宅設備産業協会 単体

【取組状況】

- ・ 会員企業数： 48社（うち、資本金 3 億円超の大企業38社）
- ・ 宣言企業数： 3社（うち、資本金 3 億円超の大企業 3 社）
- ・ 会員企業に占める宣言企業の割合： 6.3%
- ・ 資本金 3 億円超の大企業に占める宣言企業の割合： 7.9%

※建産協正会員を母数

【今後の取組】

- ・ パートナーシップ構築宣言について、政府の施策パッケージ等の情報提供とともに会員企業に検討依頼を行っている。
- ・ さらに、同宣言に関する説明会を開催するとともに、経営層が出席する定例会議等の様々な機会を活用して普及啓発を図る。

5. これまでの取組（普及活動等）

- ・ 自主行動計画の周知
 - ✓ 自主行動計画のチェックリスト作成
 - ✓ 協会ホームページに掲載。会員企業に一斉メール配信。
- ・ 説明会の開催
 - ✓ 自主行動計画についての説明会：令和2年9月25日、令和3年9月17日
 - ✓ 「パートナーシップ構築宣言」の説明会：令和3年9月10日
 - ✓ 全国銀行協会による手形・小切手機能の電子化に向けた自主行動計画の説明会：令和3年1月31日
- ・ 関係工業会等への普及
 - ✓ 令和3年度フォローアップ調査において、日本サッシ協会の会員を対象にアンケート調査を実施
- ・ 会員企業への情報提供、働きかけ
 - ✓ 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」等の情報提供：令和4年1月
 - ✓ 「パートナーシップ構築宣言」の検討依頼：令和4年1月

6. その他取引適正化に向けた事項について

【今後の取組】

- ・説明会や定例会議等様々な機会を活用し、自主行動計画の普及啓発活動を強化する。併せて、回答率の向上のため、自主行動計画による取組の趣旨等について周知する。
- ・支払条件の改善等については受注先業界の取組が重要であることから、協力が得られるよう対処する。

(参 考)

**一社) 日本建材・住宅設備産業協会
企業正会員のための集計版**

令和 4 年 1 月

(一社) 日本建材・住宅設備産業協会

2. 令和3年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：令和3年10月8日～10月22日
- ・ 調査企業：一社）日本建材・住宅設備産業協会
の企業正会員 48社（中小企業正会員3社含む）
- ・ 回答企業 20社 （前年度26社）
- ・ 回答率 42% （前年度50%）

2. 令和3年度フォローアップ調査結果（概要）

概観（改善できた点、改善の余地がある点等特筆すべき内容を記載）

- ✓「合理的な価格決定」について、概ね反映できた割合は発注側で7～8割、受注側で4割と乖離がある。
- ✓「手形支払い」の割合は、発注側・受注側とも昨年度より改善した（発注側42%→30%、受注側62%→55%）。また、手形サイトが60日超の割合は発注側で9割と今後の改善が課題。
- ✓「約束手形の利用の廃止」について、5年以内に廃止予定は発注側・受注側ともに4割であり、検討の促進が必要。
- ✓「型管理」は、全体的に改善傾向にあるが途上である。
- ✓「知的財産に関する適正な取引」について、知的財産に関する適正取引実現に向けた活動をしているのは8割であった。
- ✓「働き方改革」の結果、（受注側企業で）特に影響が出ていないとしたのは、発注側で9割、受注側で5割と乖離がある。

3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

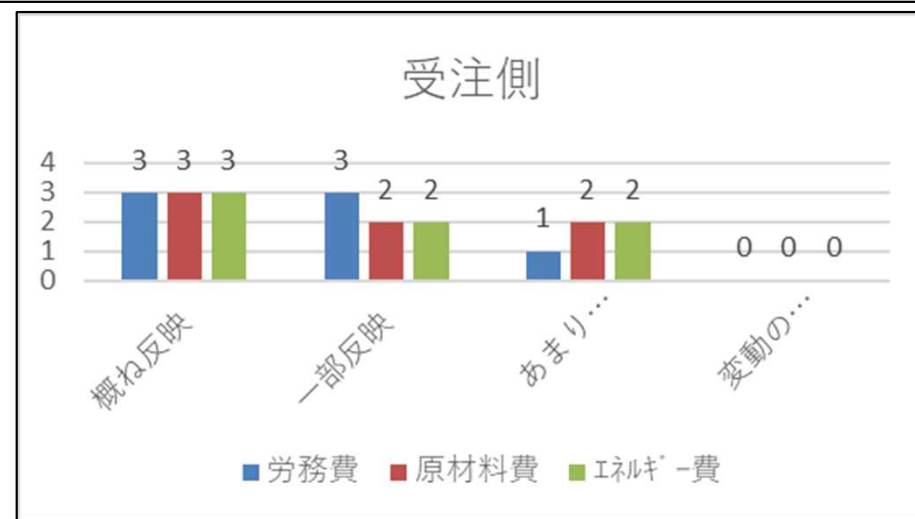
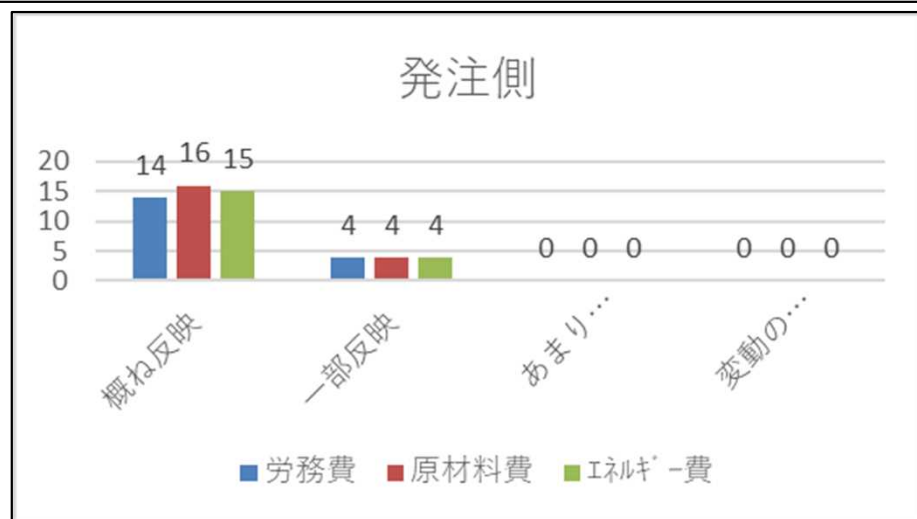
重点課題に対する取組①合理的な価格決定

【分析結果・今後の課題】

- ・ 価格決定で、概ね反映できたと回答した割合は、発注側で7～8割、受注側で4割（反映出来なかったと回答した割合は、発注側では無かったが、受注側で2～3割）と乖離があった。
- ・ 労務費、原材料費価格、エネルギー価格の反映割合にほぼ差異はなかった。
- ・ 反映できなかった主な理由としては、協議したが実現できなかったとする回答が最も多かった。

【設問と回答】

設問17. 2021年度（上期）に適用する単価の決定・改定にあたり、反映できたと考える項目をお答えください



3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組①合理的な価格決定

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・説明会や定例会議等様々な機会を活用し、自主行動計画の普及啓発活動を強化する。また、政府からの価格転嫁円滑化の要請や施策パッケージについて会員企業の経営層にも届くよう情報提供を行う。
- ・フォローアップ調査結果を会員企業にフィードバックするとともに、課題を明確に提示して改善を促す。

3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

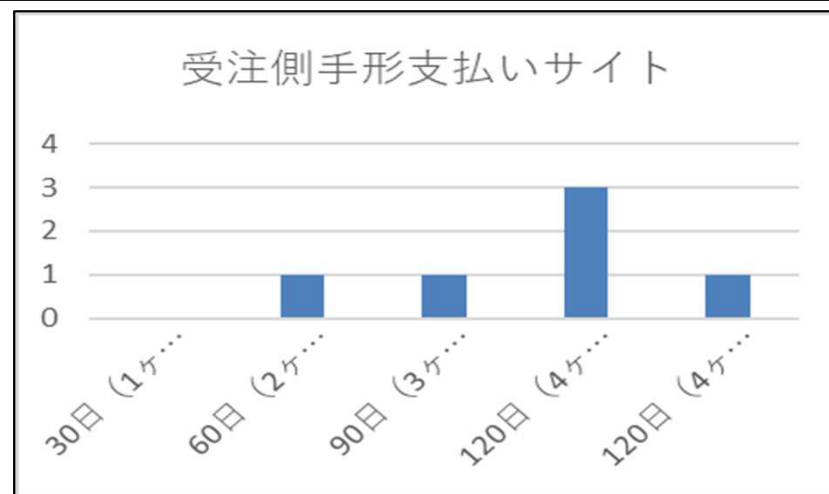
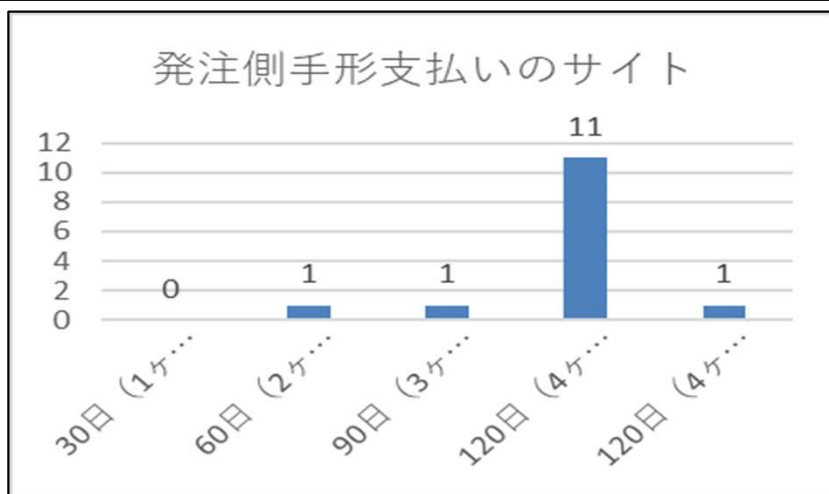
重点課題に対する取組②支払条件の改善

【分析結果・今後の課題】

- ・ 下請代金の全て現金払いは、発注側で35%、受注側では無かった。
- ・ 手形等支払いの割合は、加重平均で発注側・受注側とも昨年度より減少した（発注側42%→30%、受注側62%→55%）。
- ・ 手形サイトが60日超の割合は、発注側で9割と改善の取組が必要。なお、手形サイトを60日以内に変更・約束手形廃止予定は、発注側で57%、受注側で14%である。
- ・ 5年以内の約束手形の利用の廃止を予定しているのは、発注側・受注側ともに43%であり、検討の促進が必要。

【設問と回答】

設問27. 下請代金を手形等で支払っている場合、手形等のサイトはどれくらいですか。



3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組②支払条件の改善

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ サイトの短縮化は依然道半ばであり、会員企業に課題として明確に提示して普及啓発を図る。
- ・ サイトの短縮に当たっては受注先業界の取組も重要であり、協力が得られるよう対処する。
- ・ 5年後の約束手形の利用の廃止に向けては、代替手段となる現金払化や電子的決済手段への移行がスムーズに行えるよう、全国銀行協会の自主行動計画の情報等を提供することなどにより、意識の向上、検討の促進を図る。

3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組③型取引

【分析結果・今後の課題】

- ・ 型管理の課題について、1年前と比べ改善されたとしたのは発注側で6割、受注側ではやや改善のみであり、改善傾向にあるが途上であるとともに、乖離がある。
- ・ 取組項目では、発注側で保管費用負担、代金一括払いがあまりできなかったとする割合が相対的に高い。

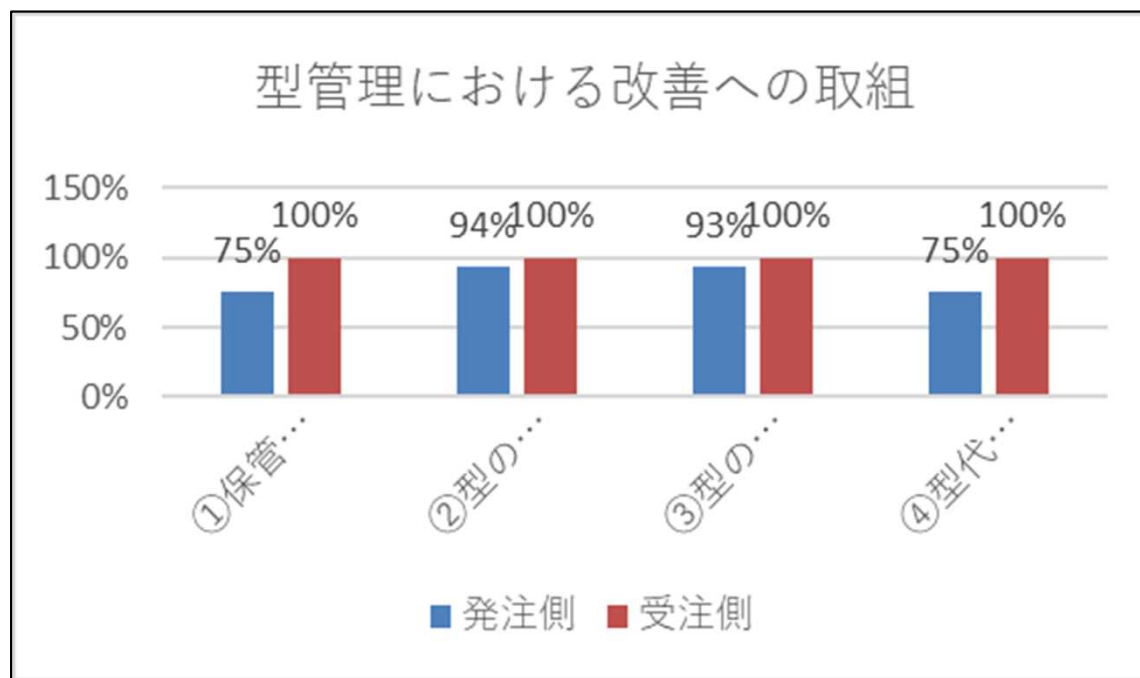
【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 全体的に改善の傾向が見られるため、継続的な普及活動を実施する。

【設問と回答】

設問22 型管理における適正化や改善への取組は実施できましたか。
(各項目SA) <広義>

※概ね取組実施と
一部取組実施を
合算した割合で示した。



3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組④知財、⑤働き方改革

【分析結果・今後の課題】

- ・ 知的財産に関する適正取引実現に向けた活動をしているのは8割。
- ・ 働き方改革の結果、（受注側企業で）特に影響が出ていないとしたのは、発注側で9割、受注側で5割と乖離があった。

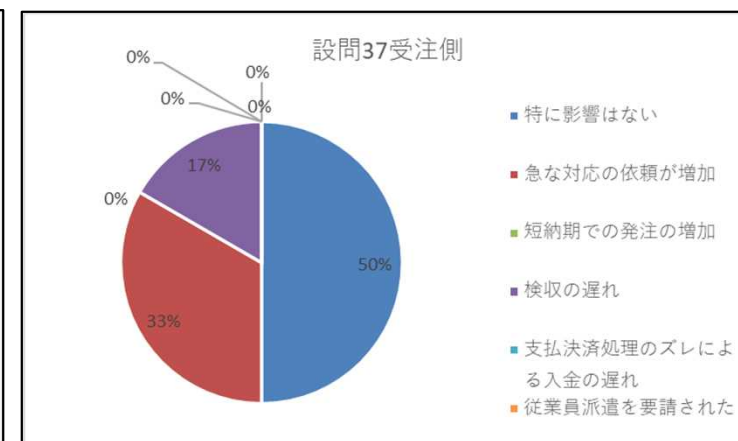
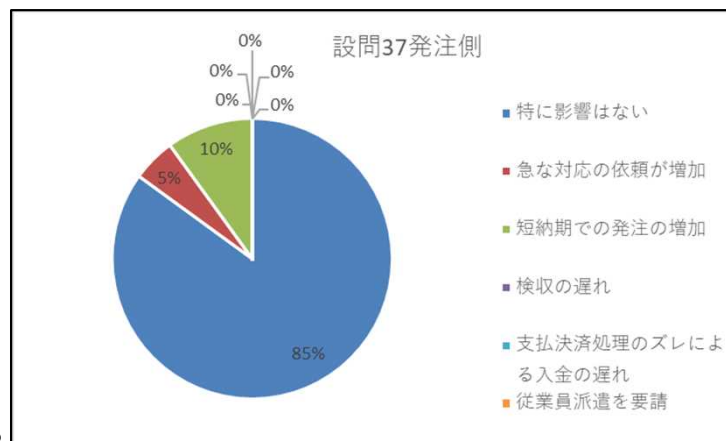
【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 知的財産・働き方改革に関しては、説明会等での更なる普及活動が実施する。

【設問と回答】

設問37 貴社が、「発注側の立場」では、自社で働き方改革を行った結果、受注側企業に対しどのような影響がありますか。／貴社が「受注側の立場」では、発注側企業の働き方改革の結果もしくはその結果と思われるものとして、どのような影響を受けていますか。

(MA)＜狭義＞



4. パートナーシップ構築宣言への取組状況等

【取組状況】

- ・ 会員企業数： 48社（うち、資本金 3 億円超の大企業38社）
- ・ 宣言企業数： 3社（うち、資本金 3 億円超の大企業 3 社）
- ・ 会員企業に占める宣言企業の割合： 6.3%
- ・ 資本金 3 億円超の大企業に占める宣言企業の割合： 7.9%

※建産協正会員を母数

【今後の取組】

- ・ パートナーシップ構築宣言について、政府の施策パッケージ等の情報提供とともに会員企業に検討依頼を行っている。
- ・ さらに、同宣言に関する説明会を開催するとともに、経営層が出席する定例会議等の様々な機会を活用して普及啓発を図る。

5. これまでの取組（普及活動等）

- ・ 自主行動計画の周知
 - ✓ 自主行動計画のチェックリスト作成
 - ✓ 協会ホームページに掲載。会員企業に一斉メール配信。
- ・ 説明会の開催
 - ✓ 自主行動計画についての説明会：令和2年9月25日、令和3年9月17日
 - ✓ 「パートナーシップ構築宣言」の説明会：令和3年9月10日
 - ✓ 全国銀行協会による手形・小切手機能の電子化に向けた自主行動計画の説明会：令和3年1月31日
- ・ 関係工業会等への普及
 - ✓ 令和3年度フォローアップ調査において、日本サッシ協会の会員を対象にアンケート調査を実施
- ・ 会員企業への情報提供、働きかけ
 - ✓ 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」等の情報提供：令和4年1月
 - ✓ 「パートナーシップ構築宣言」の検討依頼：令和4年1月

6. その他取引適正化に向けた事項について

【今後の取組】

- ・説明会や定例会議等様々な機会を活用し、自主行動計画の普及啓発活動を強化する。併せて、回答率の向上のため、自主行動計画による取組の趣旨等について周知する。
- ・支払条件の改善等については受注先業界の取組が重要であることから、協力が得られるよう対処する。